

1 学用品などの持ち物について

- ・筆箱 ・筆箱の中 (2Bの鉛筆を5本・赤青鉛筆1本・よく消える消しゴム1個・定規1本)
- ・上履き・上履き入れ ・下敷き ・雑巾3枚(記名あり掃除用1枚・記名なし給食用2枚)
- ・体操服(白色半袖シャツ・紺色ハーフパンツ) ※量販店・通販等でも可
- ・体操服用の名札 ㊤あさひや (若松台2丁目4-1 TEL232-5357)
- ・紅白帽子・体操服袋(冬物のトレーナー・ズボンを畳んでしまえる大きさ)
- ・クレパス・クレヨン等(20色程度のもの・机に入る大きさ)
- ・色鉛筆(12色程度のもの・右写真を参照)



※クーピーは使いません。また、色鉛筆で色数の多いものは、机の中の整理整頓の妨げになりますので、12色程度のものをご用意ください。

- ・道具袋(机の高さは50cm位です。床につかないようにしてください。)

道具袋に入れるもの

- ・はさみ(先が丸く安全で、カバー付のもの)・液体のり(中蓋を外す)
- ・セロハンテープ ・カスタネット

- ・算数セット(ヒシエス誠文社「さんすうぼっくす」) ㊤京葉文具・総武教育プラン
- ・鍵盤ハーモニカ(今まで使っていたもので構いません。)
- ・油粘土1kg程度(ケース入り・すぐに使えるよう袋から出してください。)
- ・粘土板
- ・ゴムをつけた洗濯ばさみ2個(雑巾用1個・赤白帽子用1個)
- ・引き出し(教科書・ノート類を整理し机に入れます。)
- ・防災頭巾とカバー(普段は座布団として使用し、非常時に頭巾として使用できるもの)
- ・給食セット袋…ランチマット(机の大きさは40cm×60cmです。)
- ・歯ブラシ

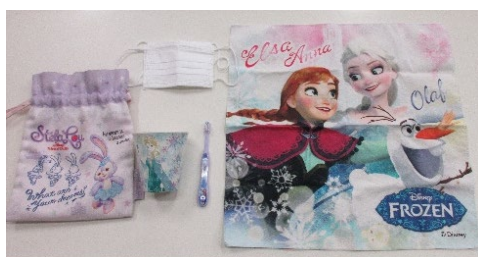
うがい用コップ、マスク ※毎日持ち帰ります。洗濯などをお願いします。

※全ての物にひらがなで記名してください。 ※お子さんが使いやすいものをご準備ください。

※名札・「みんなのうた」は学校から配付します。(共同購入費より支出します。)

※連絡帳、連絡袋・各教科のノート・自由帳は、学校で一括購入いたします。(共同購入費より購入します。) 使い終わりましたら、同じ規格の物を準備してください。

《給食セット袋》



《道具袋》



《引き出し》



《ゴムをつけた洗濯ばさみ》



(雑巾用)



(赤白帽子用)

《算数セット》



一つ一つの物に記名をお願いします。

2 学校給食について

学校給食法に基づき、学校教育の一環として実施している集団給食です。栄養バランスのとれた食事をとることで、健康増進や体力の向上を図ります。また、食事の場を通して好ましい人間関係を作る役割を果たしています。

(1) 学校給食の目標

- ①日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を養うこと。
- ②学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- ③食生活における栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- ④食糧の生産、配分および消費について正しい理解を養うこと。



(2) 献立の内容

【ごはん】

- ・週3～4回程度、ごはんを主食とした給食を出します。
- ・千葉県産ふさがね・千葉市産こしひかりを使用しています。
- ・白いご飯のほかに炊き込みご飯も実施しています。

【パン】

- ・週1～2回程度、パンを主食とした給食を出します。
- ・給食のパンは、無漂白の国産小麦粉が使用されています。
- ・食パンのほかにテーブルロール、キャロットパン、黒糖パンなどもあります。学校でもパンをオーブンで焼いたり、油で揚げたりして提供することもあります。

【牛乳】

- ・牛乳はカルシウムが豊富に含まれているので、成長期の体には欠かせない食品です。200mlの牛乳が毎日一本出されます。

【副食】(おかず)

- ・家庭で摂取しづらい栄養素(カルシウム、鉄分、ビタミン類)や、取りにくい食品(大豆製品、海藻類等)を多く取り入れるように心がけています。
- ・栄養のバランスを考慮しながら、和風・洋風・中華風の料理や、焼き物、揚げ物、煮物などの調理方法を取り入れ、バラエティに富んだ献立を心がけています。

【デザート】

- ・年中行事等に合わせた献立に取り入れ、伝統を受け継ぐ心も育てています。
- ・献立内容に合わせて、季節の果物を中心に提供します。



ご飯を主食とした献立例



パンを主食とした献立例

(3) 家庭において心がけていただきたいこと

① 食べ物を大切に

食べ物が口に入るまでに多くの人の手を経ることがや自然の恵みに対しての感謝の気持ちをもたせ、食べ物を大切にする態度を育てましょう。

② 食事に集中させて

食事と遊びの区別をはっきりさせ、食事に集中する環境を整えてください。

給食の時間のうち、食事の時間は 20 分間程度です。

③ 偏食をなくすように

苦手な食べ物でも、一口挑戦できるようにしましょう。

④ お箸を上手に使えるように

お箸の持ち方・使い方は家庭でも指導をお願いします。

⑤ 食事は3食きちんととる

特に朝食は一日の活動の源です。必ず食べるようお願いします。

⑥ おやつは時間を決めて

おなかですいたからと言って、いつでも好きなだけ食べさせることがないようにしましょう。

⑦ 食事の準備や後片付けもできるように

お手伝いをさせることによって、作る楽しみを知り、片付けの大切さも理解されます。そして、食事に対して積極的になります。

(4) お願い

☆アレルギーのあるお子様は、給食開始日より前に学級担任に知らせてください。

学校では安全に給食が出せるよう、方法について、面談をして決めていきます。

☆病気等により、一週間以上欠席する場合は、保護者からの申し出により、給食を停止することができます。(申し出をして、土日・祝日を含まない5日後からの停止になります。)

☆入学して2週目から給食が始まります。当番で着用した白衣の洗濯のご協力をお願いします。当番の週は、金曜日に持ち帰ります。洗濯・アイロンをかけて月曜日に必ず持たせてください。白衣のほつれやボタンなどが取れかけていましたら補修をお願いします。

☆毎月の献立は、月の初め（または前月末）に配付します。



3 保健衛生・健康管理

充実した学校生活を過ごし、心身ともに健やかに成長していくためには、健康であるということが基盤です。保護者の皆様と協力して、お子さんの健康を守り育てていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(1) 健康管理について

① 規則正しい生活

新しい環境での生活が始まり、心身共に負担の大きいときです。生活リズムを再点検し、毎日同じようなリズムで規則正しく過ごせるようにしてください。学校は、朝8時から始まりますので、寝る時間、起きる時間を決めて食事や排便などをできるようにしましょう。

② 衛生習慣の確立

朝の洗顔・歯みがき・排便の習慣・手洗い・爪や頭髮の始末・入浴・衣服の調節が自分でできるようにしてください。

③ 食事

必ず朝食を食べてから登校する習慣づけをお願いします。朝食は1日の必要カロリーの約1/3～1/4程度必要といわれています。朝食を食べてないと、エネルギー不足になり、頭も体も活動が鈍くなり、体調不良や集中力低下につながります。

給食について、アレルギー性疾患をお持ちのお子さんと、主治医とご相談の上、避けなければならない食品がある場合は、学校にご相談ください。

④ 朝の健康観察

起床後、朝食後のお子さんの表情や行動を見て、健康状態の把握をお願いします。頭痛や腹痛がある・食欲がない・顔が赤い・顔色が悪い・涙目など、健康状態が優れない場合は検温をし、学校生活に支障がありそうな時は無理をさせず自宅で休養させてください。

⑤ その他

- ・お子さんの様子で気になることがありましたら、必ず学級担任にご連絡ください。
- ・欠席や遅刻の場合は必ず8時までに学校に連絡をお願いします。その際は、学校連絡メール「すぐーる」でご連絡ください。体調不良のときは詳しい症状もお書きください。
- ・早退の場合は児童だけで帰宅はさせず、必ず保護者の方に学校で引き渡すこととなります。早退のお迎えに来た際には、事務室にお声をかけてください。

(2) 学校で予防すべき感染症について

① 出席停止の対象となる病気

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・麻しん（はしか）・百日咳・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風しん・水痘（みずぼうそう）・結核・咽頭結膜熱（プール熱）・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎（A型）・感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・伝染性紅斑（りんご病）・ヘルパンギーナ・手足口病・伝染性膿痂疹（とびひ）・その他の感染症

② 処置

お子さんが感染症にかかったら、必ず医師の診察を受け学校を休んで治し、感染が広が

らないようにご協力をお願いします。

※医師に他に感染するおそれがあるため学校を欠席するようと言われた場合は出席停止になります。

出席停止の期間が終了し、登校する際は、保護者が記入した「療養報告書」を持って登校し、担任に提出してください。

（３）日本スポーツ振興センター災害共済の加入について

日本スポーツ振興センターは、加入者である児童が学校管理下において災害があった場合に法令の定めにより災害共済給付を行います。千葉市は原則として全員加入ですのでご協力をお願いします。（加入申し込みは４月の予定です。昨年度の加入費は４６０円です。）

また、災害共済給付の対象となる医療費については、原則として子ども医療費助成の対象ではなく、災害共済給付を優先しますので、受給券を使用しないようお願いします。ただし保険治療の３割負担額の合計が１５００円未満の場合は受給券を使用してください。

（４）歯の健康について

歯磨きの習慣は自分でできる健康づくりです。ご家庭でもご協力をよろしくお願いします。

本校では給食後に歯磨きをしています。給食開始と同時に、歯ブラシ（子ども用）・コップ・巾着袋（ひもの長くない物）を持参していただきますので準備をお願いいたします。

また、本校では平成２７年度より、フッ化物洗口を週１回実施しています

（５）保健室からのお願い

①保健室は、健康診断・健康相談・身体計測・救急処置・傷病者の休養・保健指導等に利用されるところですが、児童は急激に症状が悪化することも多くあるため、具合の悪いお子さんを長時間お預かりすることはできません。また、原則として継続的な治療や投薬をしません。

②次のような場合は、お迎えをお願いします。

- ・発熱しているとき ・１時間ほど休養しても症状が改善されないとき
- ・具合が悪く、授業を続けられないとき ・事故発生するとき

③遅刻・早退する場合は事故防止のため、児童一人では登下校させることはできません。必ず保護者かまたは代理の方の付き添いをお願いします。

④お子さんの健康（身体・精神面）で心配なことがありましたら、いつでもご相談ください。

（６）その他

朝、元気に家を出ても子どもは急に体の具合が悪くなったり、けがをしたりすることがあります。緊急時に保護者と連絡がとれるようご協力をお願いします。「救急カード」・「家庭環境調査票」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

＊事故発生時の医療機関の選択について

- ①保護者に連絡をとり、かかりつけの医療機関を確認した上、その医療機関に連絡する。
- ②保護者と連絡がとれない場合は、救急カードの「かかりつけの医療機関」の欄を参考に
する。
- ③ 保護者と連絡がとれず、かかりつけ医の記入もない場合は学校長の判断で受診先を決定
する。

※原則として、受診の際には、保護者の方にも付添いをお願いします。（医療機関での検査・処置等の際に保護者の同意・判断を必要とすることがあるため。）

アレルギー疾患のお子さんをおもちの保護者の方へ

アレルギー疾患のあるお子さんの学校生活をより安心して安全なものとするために、学校では、お子さんのアレルギー疾患について、詳しい情報を把握する必要があります。

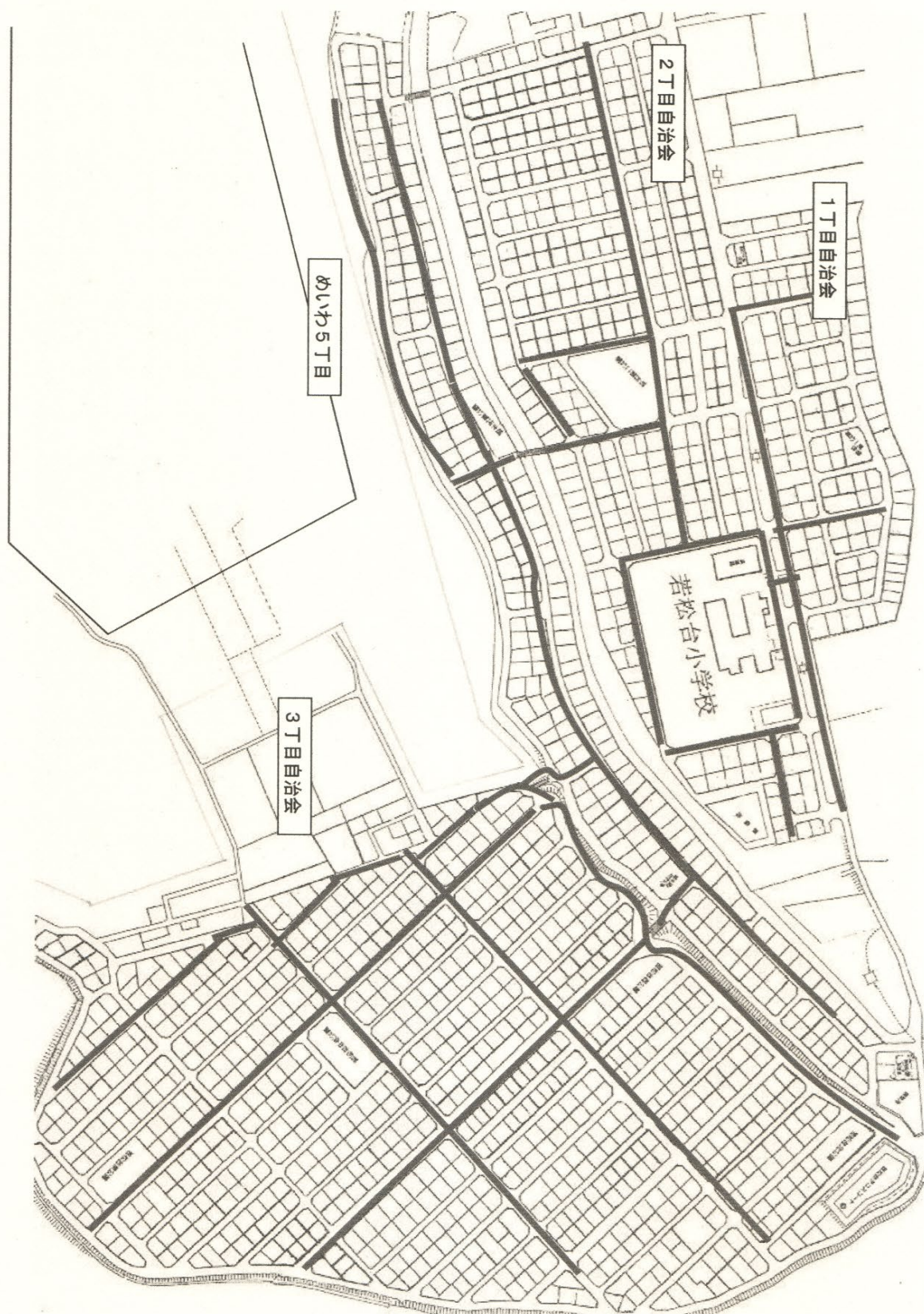
学校で特に配慮や管理が必要なお子さんについて、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）または（食物アレルギー用）」を用意してあります。この指導表には「**気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー、アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎**」のアレルギー疾患についての記入項目があります。お子さんのアレルギー疾患の病種によって記入する用紙が異なりますので、ご相談ください。

また、給食での特別な配慮が必要となる場合は、医師の判断のもと、対応となりますので必ず医師が記載した学校生活管理指導表の提出をお願いします。

この指導表の活用方法は、おおよそ次のようになります。

- ①お子さんのアレルギー疾患に関して、学校での配慮や管理が必要であることを学校に申し出てください。また、学校が必要であると判断してお渡しする場合があります。
- ② 学校から指導表を受け取ったら、主治医の先生に記載をしてもらってください。指導表の写しは保護者の方で保管してください。原本は学校に提出してください。病種は変化することがありますので、**1年ごとの更新で有料**となります。
- ③ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患）」を基に、学校と保護者の方とでお子さんの学校生活における配慮しなければいけないことや管理事項について面談します。
- ④ 面談で決定したことを全職員に周知し、実際の給食対応が開始となります。
- ⑤ 年度途中、アレルギーの状況や対応が変わった場合には、医師により学校生活管理指導表に追加・変更の記載をしていただく必要があります。早目に知らせてください。

4 通学路について



5 学校諸経費納入について

千葉市では平成30年4月から、学校給食費を千葉市の歳入歳出予算に計上し管理する「公会計」方式に移行しました。

学校徴収金（学用品費・校外学習費等）と給食費と併せて口座振替で徴収します。

一度手続きを行うと、中学校卒業まで市立学校への進学・転校の際の手続きは必要ありません。そのため、保護者の皆さまの利便性を図れることから、口座振替をご利用ください。

口座振替日（納期限）は年9回です

口座振替日（納期限）は、下表のとおり年9回の予定です。口座振替日（25日）に残高不足等により振替不能の場合は、翌月15日に再振替を行います。

※口座振替日が、土・日・祝日等の場合は、金融機関の翌営業日になります。

※振替手数料は市が負担します。

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
振替日	6月25日	7月25日	8月25日	10月25日	11月25日
給食費の内訳	4・5月分	6月分	7月分	8・9月分	10月分
期 別	第6期	第7期	第8期	第9期	
振替日	12月25日	1月25日	2月25日	3月25日	
給食費の内訳	11月分	12月分	1月分	2・3月分	

- ・一回当たりの口座振替額は、学校給食費と学校徴収金の合計額です。
- ・令和8年度の学校給食費のご負担は0円です。
- ・学校徴収金は月によって額が異なります。
- ・年間の合計額や1回毎の振替額は、6月までに学校からお知らせします。

※再振替ができなかった場合、自費で振込手数料を払い、振り込んでいただくことになります。必ず、2回の振替日までに納入してください。